

議案第62号

平成30年度日高市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成30年度日高市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

平成30年11月27日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

第1表 繰越明許費

| 款     | 項     | 事業名            | 金額        |
|-------|-------|----------------|-----------|
| 1 総務費 | 2 徴収費 | 後期高齢者医療保険料徴収事務 | 303<br>千円 |